

第 2 章 環境の現状と課題

1 近年の環境を巡る動き

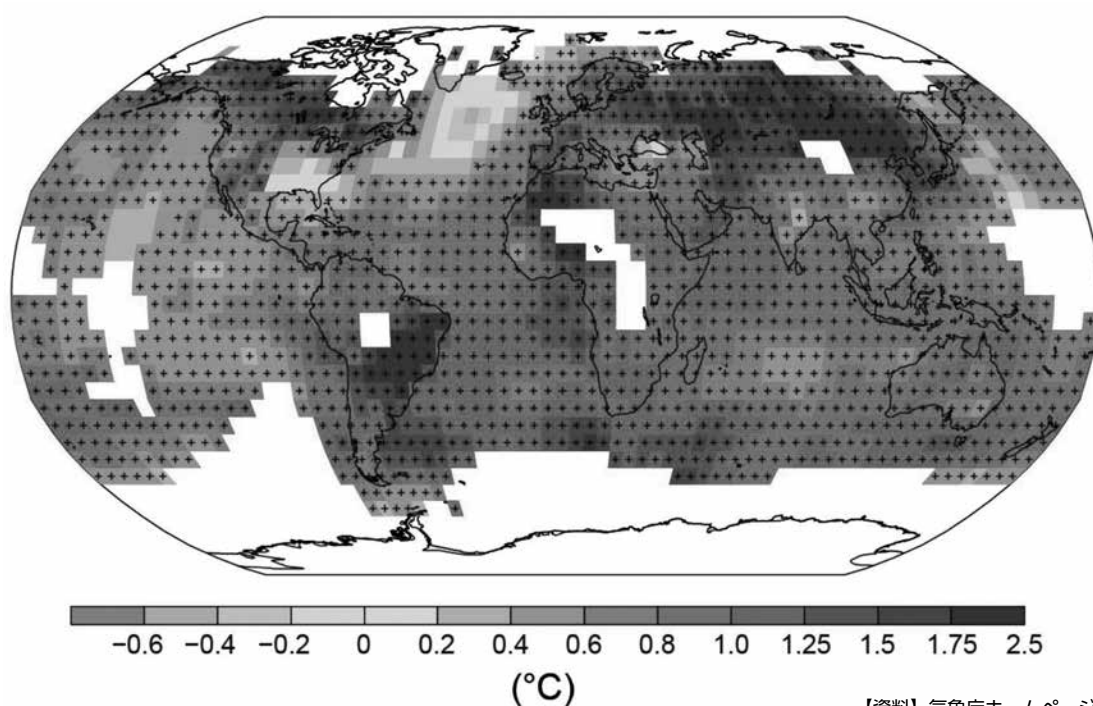
第一次計画を策定してから5年間で、環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。ここでは、主に第一次計画策定後の環境を巡る動きについて、概観します。

(1) 地球温暖化

○ 平成26年11月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく」、主に経済成長と人口増加からもたらされた人為起源の温室効果ガスの排出が、「20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」とし、「気候システムに対する人間の影響は明瞭」と断定しています。

また、報告書では、気候変動を抑制するためには、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、21世紀中の気温上昇を工業化以前と比べて2℃未満に抑制するためには、「21世紀末までに排出をほぼゼロにする」必要があるとの厳しい指摘がなされています。

図1 観測された地上気温の変化（1901年から2012年までの変化）



【資料】 気象庁ホームページ

- こうした見識を踏まえ、国際社会では、平成27年11～12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020（平成32）年以降の新たな枠組みとして、すべての国が参加する初めての枠組みとなる「パリ協定」を採択しました。これにより、今後は世界各国が協調して地球温暖化対策に取り組むこととなります。
- 2013（平成25）年度における日本の温室効果ガス排出量（確報値）は14億800万トンで、火力発電における石炭の消費量の増加や、業務その他部門における電力や石油製品の消費量の増加により、エネルギー起源CO₂の排出量が増加したことなどから、基準年である1990（平成2）年度と比べて10.8%の増加となっています。
- 国は、平成27年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030（平成42）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%（2005（平成17）年度比25.4%）削減する目標を掲げた「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。今後は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく新たな「地球温暖化対策計画」を策定するとともに、国民各界各層が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、地球温暖化防止国民運動を強化することとしています。
- オゾン層の破壊や地球温暖化への影響が明らかなフロン類については、平成25年6月に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」により、それまでの回収・破壊のみを対象とした対策からフロン類のライフサイクル全体にわたる包括的な対策に強化されました（平成27年4月施行）。

(2) 循環型社会

- 世界では、開発途上国での急激な経済発展と人口増加を背景に、廃棄物の発生量が増大しており、2050（平成62）年の世界全体の廃棄物発生量は、2000（平成12）年の倍以上となると予測されています。加えて、廃棄物の処理能力の不足や国際的な移動の増加が懸念されており、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保する必要性が高まっています。
- これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。このため、持続可能な社会を実現していくためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが重要です。
- 国では、循環型社会の形成を目指し、平成12年に制定した「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする法的基盤整備を進め、その結果、国民の環境意識の向上

や企業による技術開発、システム見直しを通じた全国的な循環型社会づくりへの取組が進み、廃棄物の排出量等は大幅に減少しています。また、平成25年5月に策定した「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、①リデュース、リユースの取組強化、②使用済み製品からの有用金属の回収、③安全・安心の取組強化、④3R国際協力の推進などを政策の柱としています。

(3) 生物多様性

- 国際自然保護連合（IUCN）では、毎年「レッドリスト」を作成しており、平成27年6月に公表されたレッドリストでは、評価対象種の29%に当たる22,784種が絶滅危惧種と評価されています。
- 平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する平成23年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、同年12月に開催された国連総会では、平成23年から平成32年までの10年を「国連生物多様性の10年」とする国連決議が採択されました。また、COP10では、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）」に関する国際的な枠組みである「名古屋議定書」が採択され、現在、「愛知目標」の達成と「名古屋議定書」の効果的な実施に向けて、国際的な取組が進められています。
- 国では、COP10で採択された「愛知目標」や東日本大震災を踏まえ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、自然共生社会の実現や「愛知目標」の達成に向けた取組が進められています。
- 平成27年9月に公表した「環境省レッドリスト」では、絶滅のおそれのある種として3,596種が掲載されています。

(4) 生活環境

- 近年、開発途上国では、急激な発展に伴い、大気汚染等による健康被害が発生しています。また、酸性雨やオゾン、黄砂、海洋汚染など広域汚染の深刻化が懸念されています。
- 平成25年1月に中国で発生した微小粒子状物質（PM2.5）等による大規模な大気汚染では、日本国内の測定局でも環境基準を超える濃度が一時的に観測され、大陸からの越境汚染に国民の関心が集まりました。このため、国では、同年2月に注意喚起に関する暫定的な指針を示し、全国的な注意喚起の運用や情報提供に努めるとともに、同年12月に取りまとめた「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ

ジ)」に基づき、国民の安全・安心の確保、環境基準の達成、アジア地域における清浄な大気の共有を目標とした取組を進めています。

- 水環境に関し、国では、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための「水循環基本法」を平成26年4月に公布し、平成27年7月には、「水循環基本計画」を策定し、健全な水循環の維持、回復のための取組を進めています。また、平成26年4月に公布した「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、雨水を貯留し有効活用を図るための取組を進めています。
- 平成27年10月、「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正されました。改正法では、「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念が新設され、瀬戸内海を、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものと規定しました。今後、瀬戸内海を「豊かな海」とするための施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

(5) 持続可能な開発のための教育（E S D）

- 環境問題は、高度経済成長期の公害問題から地球温暖化問題や廃棄物問題など新たな問題が発生し、経済問題、社会問題とも相互に絡み合い、今や個々に独立した問題として対処することは困難なものとなっています。こうした諸問題をどう解決し、どのような将来を目指すのか、その理念として提唱されたのが、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす「持続可能な開発」という考え方です。
- 「持続可能な開発」という理念を実践に移すためには、私たち一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革する必要があります。そのことを学ぶのが、「持続可能な開発のための教育（E S D：Education for Sustainable Development）」であり、具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中で、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。
- 国際的にもE S Dの視点を取り入れた環境教育・学習の推進が図られており、平成17年から始まった「国連E S Dの10年」は平成26年に最終年を迎えましたが、同年11月に日本で開催された「E S Dに関するユネスコ世界会議」では「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム」が承認、国連総会で採択され、引き続きE S Dの取組の加速化が図られています。
- 国では、平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進

に関する法律」に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動の支援やその基盤となる環境教育等の推進に取り組んでいます。また、法改正の際に法目的に追加した「協働取組の推進」に向けて、国民、NPO、事業者、国、地方公共団体が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、対等の立場において、環境保全のために相互に協力し合えるよう、取組の促進を図っています。

(6) 人口問題

- 世界の総人口は、平成26年に72億人を超え、2100（平成112）年には108億人に達すると推計されています。

新興国の急速な経済成長と相まって、資源やエネルギー、食料需要の増加により、世界全体で環境負荷が高まっています。また、新興国での生産活動の多くは、資源効率が低く、資源需要の増大に拍車をかける状況となっています。

- 一方、日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、平成26年度の合計特殊出生率は1.42と9年ぶりに低下し、出生数も過去最低の約100万人にとどまるなど、人口減少に歯止めがかからない状況です。

- 平成24年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、今後、日本の人口は、平成22年国勢調査の1億2,806万人から平成72年の8,674万人にまで減少する一方で、65歳以上の老年人口割合は、平成22年の23.0%から平成72年の39.9%へと増加が見込まれ、超高齢社会の更なる進展が予想されています。

- 人口減少と高齢化は、労働力人口の減少や消費市場の縮小による経済規模の縮小をもたらすとともに、特に地方では、買い物難民に代表される社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出、過疎化の進行が懸念されるなど、経済・社会に甚大な影響を与えることが予想されます。

一方、環境への影響としては、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出や廃棄物の排出など、環境負荷の減少が予想されます。しかし、世帯の少人数化や高齢化は、家庭部門の一人当たりのエネルギー消費量や家庭ごみ排出量を増加させる可能性があります。加えて、地方においては、耕作放棄地の増加が進み、一層の里地里山の荒廃や鳥獣被害の増加が懸念されます。

- 国では、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（平成27年12月改訂）し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に取り組んでいます。

(7) 東日本大震災

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの死者・行方不明者が発生するとともに、住宅・工場の被災やインフラの破壊による経済活動の停滞を引き起こしました。加えて、震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が一般環境に放出され、住民が避難する状況を招くとともに、電力の安定供給についての課題を突き付けられました。

このことは、環境面においても、広範囲での高い津波の襲来による建築物の倒壊等に伴う膨大な量の災害廃棄物の発生や、原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染などの新たな問題を生み出しました。

- 東日本大震災を契機として、多くの国民が、自然の持つ圧倒的な力に対し、人間の力の限界を改めて認識しました。また、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、自然とのかかわり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を改めて意識するなど、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じています。

(8) まとめ

- 本計画では、以上の状況の変化も踏まえ、環境における様々な課題について、積極的に施策を展開していきます。

特に世界的にも喫緊の課題となっている「地球温暖化」、環境分野に限らず取組の加速化が求められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」については、本計画に基づき重点的に取り組む必要があります。

2 第一次計画の取組結果と課題

第一次計画では、基本目標の達成に向け、環境分野ごとの将来像として設定した6つの基本方針の下、20の主要施策とそれを細分化した42の個別施策、さらに112の主な取組を示し、計画の推進を図ってきました。また、各施策の達成状況を容易に把握できるように126の環境指標を設定するとともに、計画期間において特に率先して取り組む9つの重点プロジェクトを設定しました。

ここでは、第一次計画の取組結果と課題について、環境指標の目標の達成状況と重点プロジェクトの進捗状況の面から検証します。

(1) 環境指標の目標の達成状況

環境指標ごとに設定した目標の達成状況は次のとおりです。

環境指標の目標の達成状況

基本方針	設定 指標数	指標の評価		
		達成	未達成	評価不可
①環境教育の充実と環境保全活動の促進	12	4	7	1
②地球環境の保全	27	9	14	4
③循環型社会の構築	12	1	6	5
④自然環境と生物多様性の保全	21	11	8	2
⑤環境と経済の好循環	11	1	7	3
⑥生活環境の保全と創造	43	23	12	8
合計	126	49	54	23

これによると、目標を達成した指標は4割弱（38.9%）となっています。特に「④自然環境と生物多様性の保全」「⑥生活環境の保全と創造」は、設定した指標の半数以上で目標を達成しています。

一方で、未達成となった指標も4割強（42.9%）あります。未達成となった理由としては、取組が十分な成果を上げられなかったものがある一方で、環境基準のように、目標として100%達成を掲げる必要があるが、実状として計画期間内での達成が困難であることが予想されていたものや、温室効果ガス総排出量のように、火力発電所の稼働増という取組とは別の要因によって達成が困難になったものがあります。

また、計画策定時に具体的な数値等を目標として示していなかった、県以外の機関が公表する数値を指標としたがその後公表されなくなったことなどから、評価不可とした環境指標が約2割（18.3%）あります。このことは、結果論ではありますが、指標及び目標の設定が適切ではなかったといえます。

さらに、計画策定時にできる限りの環境指標を設定した結果、指標数が126と非常に多くなっており、その中でも、指標ごとに数値の増加を目指すものや減少を目指すもの、数値の維持が目標のものなどが混在、また、計画による取組がそのまま表れる指標と外的要因による影響が認められる指標が混在する結果となり、全体として進捗状況の把握が困難になっています。

(2) 重点プロジェクトの進捗状況

第一次計画で設定した9つの重点プロジェクトは次のとおりです。

- ①環境人材育成・協働化プロジェクト
- ②ストップ温暖化プロジェクト
- ③バイオマスエネルギー利活用プロジェクト
- ④自然エネルギー利用促進プロジェクト
- ⑤瀬戸内海環境保全・再生プロジェクト
- ⑥循環型社会ビジネス振興プロジェクト
- ⑦廃棄物適正処理推進プロジェクト
- ⑧生物多様性保全プロジェクト
- ⑨愛媛発・環境技術普及プロジェクト

各プロジェクトの進捗状況を点検したところ、例えば「③バイオマスエネルギー利活用プロジェクト」によって使用済み天ぷら油の回収量が順調に増加したことや、「④自然エネルギー利用促進プロジェクト」によって住宅用太陽光発電の導入が順調に増加したことなどをはじめ、いずれのプロジェクトも一定の成果は上げたものと考えられます。しかし、先の環境指標の目標の達成状況が示すように、重点プロジェクトとしての取組が目に見える形で成果を上げているとまではいえません。

重点プロジェクトにはプロジェクトごとに多くの重点的取組を設定していましたが、結果的に計画で示す施策の大半を網羅しており、本当の意味での重点的な施策推進に至らなかった面があります。

また、重点プロジェクトと同様の取組は個別計画でも提示されているなど、重複が目立っており、個別計画の上位計画としての環境基本計画が本来発揮すべき役割を十分には発揮できていなかったと考えています。

(3) 本計画の方向性

第一次計画は、細かな取組まで網羅した結果、あまりにも多くの取組が盛り込まれたため、県民から見てポイントが分かりにくいものとなっていました。また、このことは個別計画との重複を招くとともに、環境基本計画が示すべき環境に関する施策の方向性が不明瞭になってしまったとも感じています。

こうした反省を踏まえ、本計画においては、施策体系をより分かりやすく統合・整理するとともに、細かな取組は原則として個別計画に委ねることとし、本計画では取組の方向性を明確に提示するよう努めました。また、環境指標については、①施策の目標達成にとって特に重要となる指標、②取組の成果が明確に反映できる指標等に厳選するとともに、計画期間において取組の検証が可能となるものを選択し、分かりやすい計画の進行管理に資するものとなるよう留意しました。

3 県民の環境意識

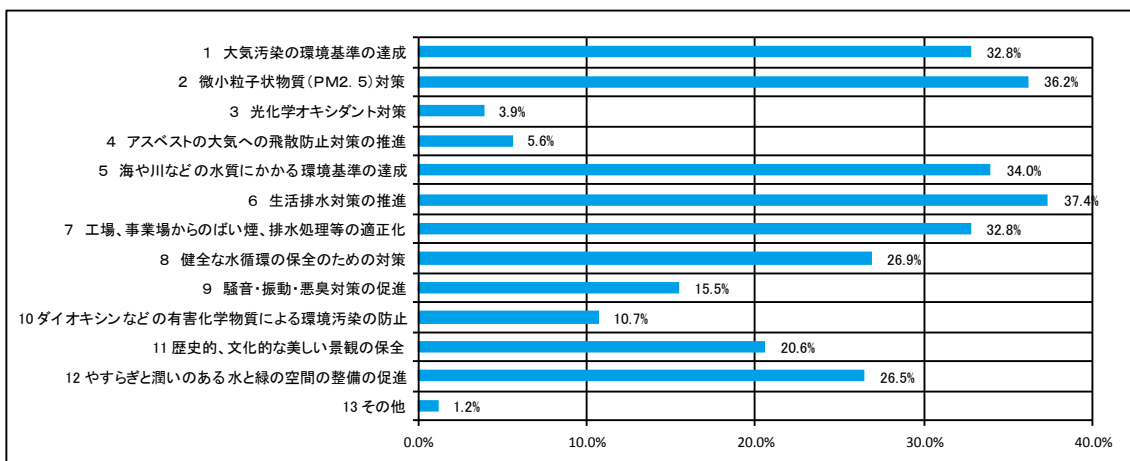
本計画の策定に当たり、環境保全に対する県民等の意識を調査・把握し、計画に反映させるため、平成27年1月から2月にかけて、環境に対する県民等の意識調査を実施しました。

ここでは、調査結果のうち主なものについて取り上げます。

(1) 生活環境

- 県民意識調査では、生活環境の保全のための重要な取組について、「生活排水対策の推進」と答えた人の割合が37.4%、「微小粒子状物質（PM2.5）対策」が36.2%、「海や川などの水質にかかる環境基準の達成」が34.0%、「大気汚染の環境基準の達成」と「工場、事業場からのばい煙、排水処理等の適正化」が32.8%の順となっており、水質や大気の汚染防止に対する関心が高くなっています。

図2 生活環境の保全のための取組



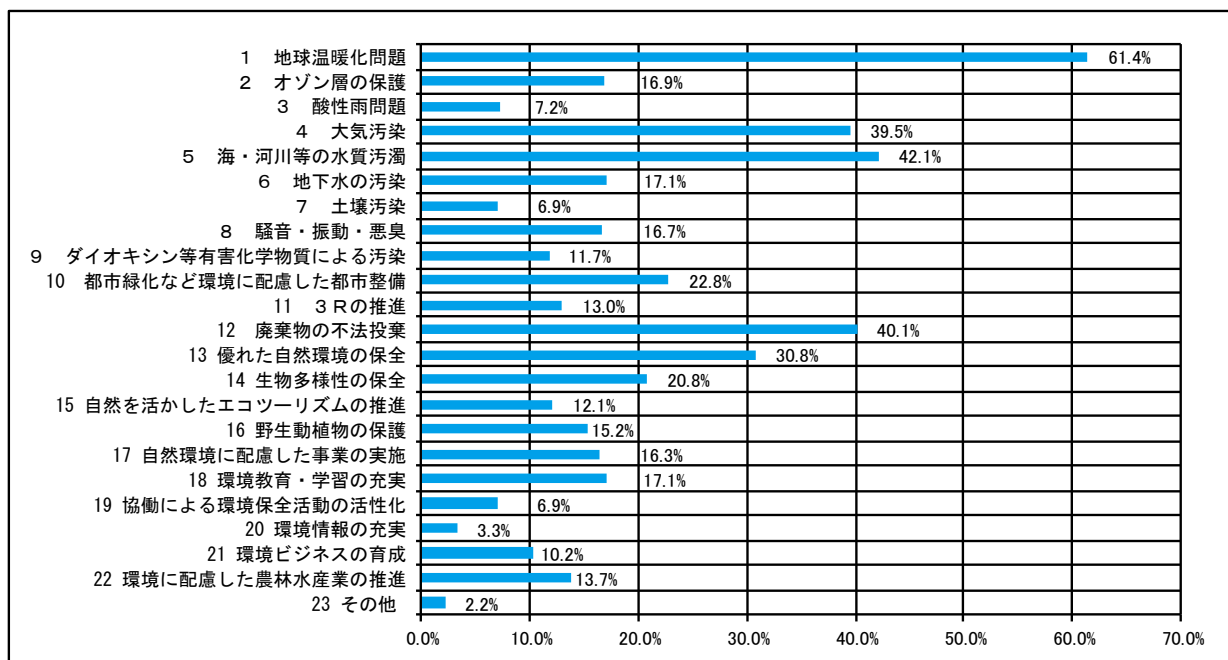
【環境に関する県民意識調査】

(2) 地球環境

- 県民意識調査では、関心のある環境問題として「地球温暖化問題」と答えた人の割合が61.4%で、最も高くなっており、県民が地球温暖化問題に対して非常に高い関心を持っていることがうかがえます。
- また、地球環境の保全のための重要な取組については、「太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」と答えた人の割合が48.3%、「二酸化炭素吸収源としての森林整備、都市緑化等の推進」が45.6%、「事業活動における温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が40.5%、「地球温暖化防止活動の推進体制の整備、県民運動の促進」が37.9%、「自動車等からの温室効果ガス排出量の

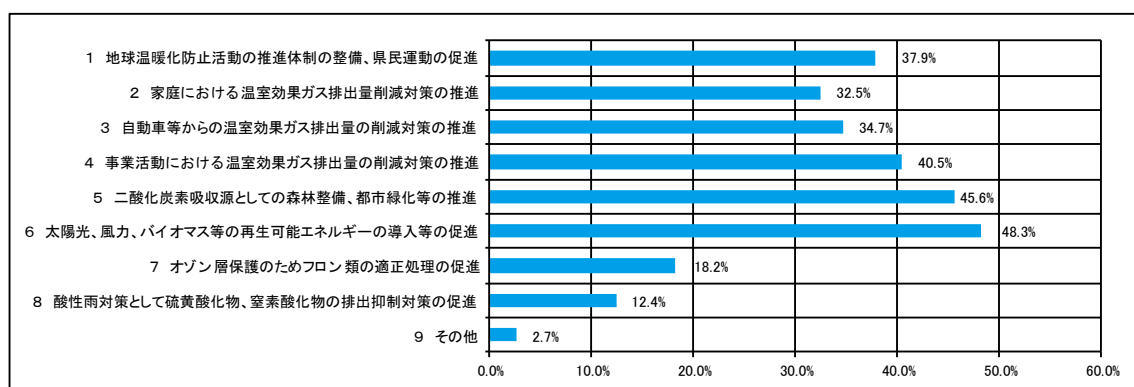
削減対策の推進」が34.7%、「家庭における温室効果ガス排出量削減対策の推進」が32.5%の順となっており、地球温暖化防止のため県民総ぐるみで様々な取組を実施していくことが重要と考えていることがうかがえます。

図3 県民の環境問題への関心



【環境に関する県民意識調査】

図4 地球環境保全のための取組

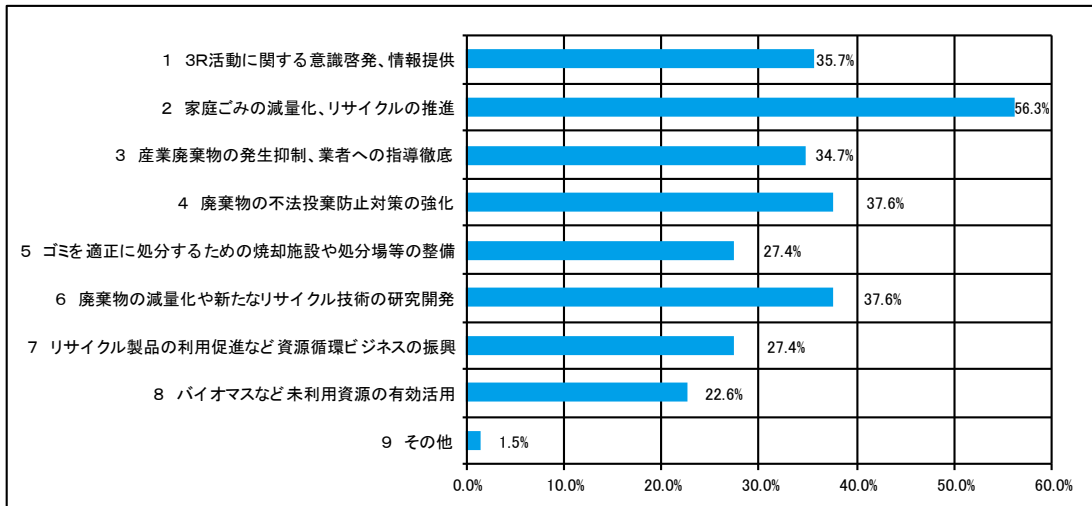


【環境に関する県民意識調査】

(3) 廃棄物・リサイクル

- 県民意識調査では、循環型社会構築のための重要な取組について、「家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」と答えた人の割合が56.3%、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」と「廃棄物の減量化や新たなリサイクル技術の研究開発」が37.6%、「3R活動に関する意識啓発、情報提供」が35.7%、「産業廃棄物の発生抑制、業者への指導徹底」が34.7%の順となっています。

図5 循環型社会構築のための取組

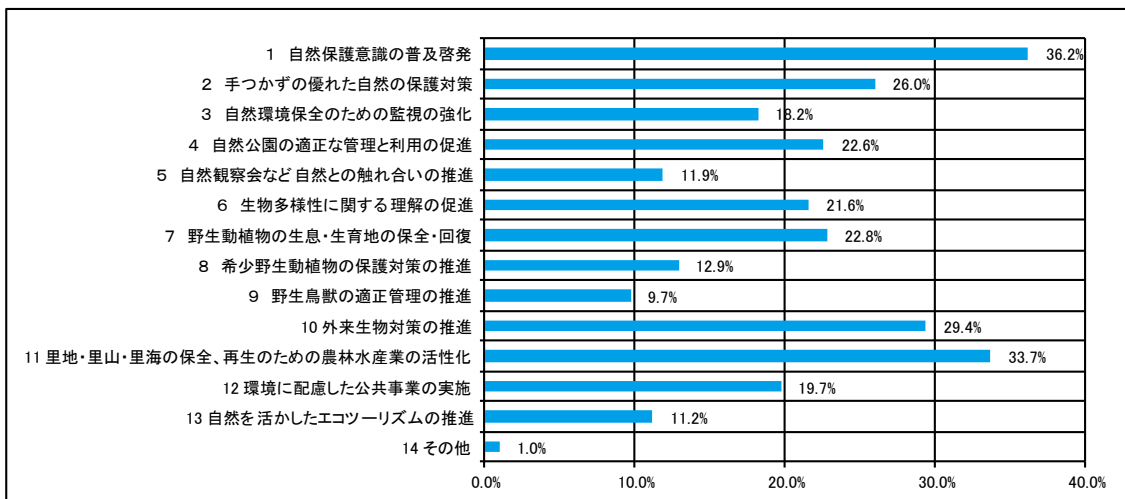


【環境に関する県民意識調査】

(4) 自然環境と生物多様性

- 県民意識調査では、自然環境及び生物多様性の保全のための重要な取組について、「自然保護意識の普及啓発」と答えた人の割合が36.2%、「里地・里山・里海の保全、再生のための農林水産業の活性化」が33.7%、「外来生物対策の推進」が29.4%、「手つかずの優れた自然の保護対策」が26.0%、「野生動植物の生息・生育地の保全・回復」が22.8%の順となっています。

図6 自然環境及び生物多様性保全のための取組

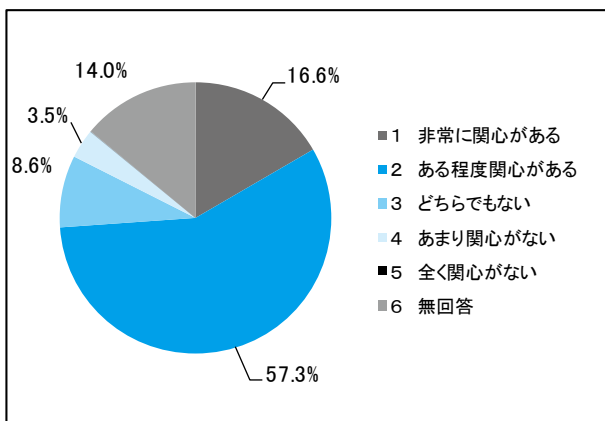


【環境に関する県民意識調査】

(5) 環境教育・学習と環境保全活動

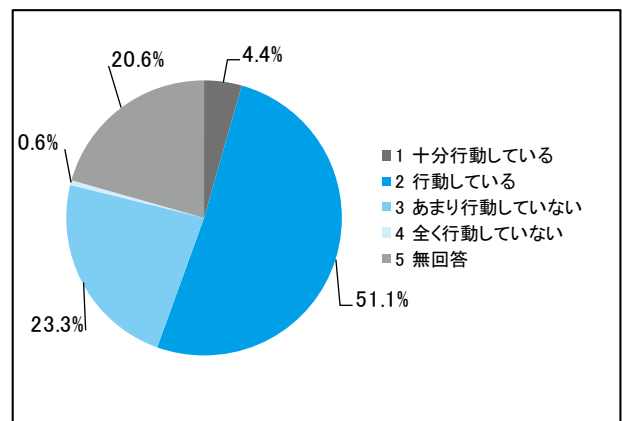
- 環境に関する関心について、「非常に関心がある」と答えた人の割合が16.6%、「ある程度関心がある」が57.3%となっており、概ね4人に3人が環境に関心を持っています。
- 一方、日常生活で環境に配慮した行動をしているかどうかについては、「十分行動している」と答えた人の割合が4.4%、「行動している」が51.1%で合わせて55.5%となっており、関心を持っている人のすべてが環境に配慮した行動をしているわけではないことがうかがえます。
- また、環境保全活動への参加と協働を促進するための重要な取組については、「学校教育における環境教育・学習の充実」と答えた人の割合が75.5%と最も高く、次いで「生涯学習における環境教育・学習の充実」が41.5%、「環境に関する情報の充実」が32.5%、「環境教育・学習の指導者や環境活動リーダーの育成」が26.9%、「環境活動団体、活動リーダーと行政や企業との連携の促進」が25.0%の順になっており、環境教育・学習の充実を重要と考えている人が非常に多くなっています。
- 環境保全活動に取り組むNPO等の環境活動団体を対象として実施した環境意識調査では、主な活動分野として、「自然環境保全」と答えた団体の割合が43.1%と最も高く、「環境教育活動」が25.0%、「環境美化活動」が15.3%、「ごみ減量・リサイクル活動」が12.5%の順となっており、愛媛の豊かな自然環境を維持するための活動や環境意識を高めるための環境教育活動などを行っている団体が多くなっています。

図7 県民の環境に関する関心



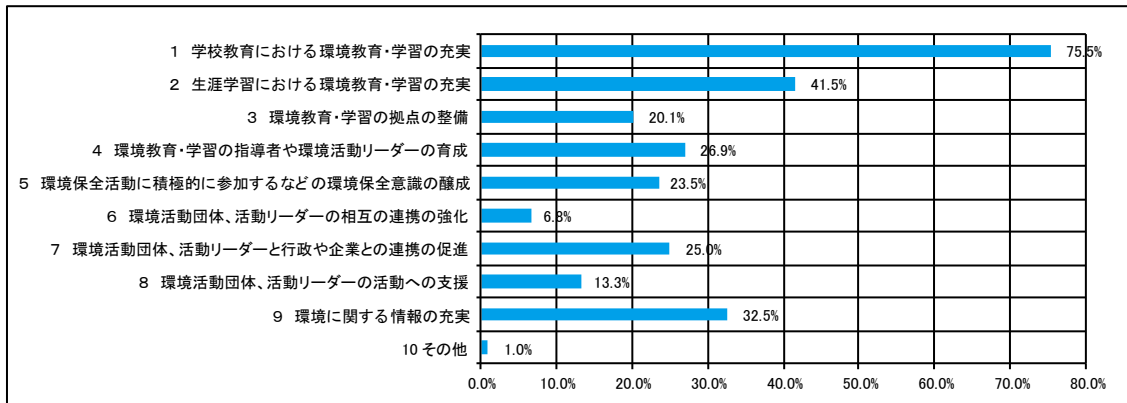
【環境に関する県民意識調査】

図8 環境に配慮した行動



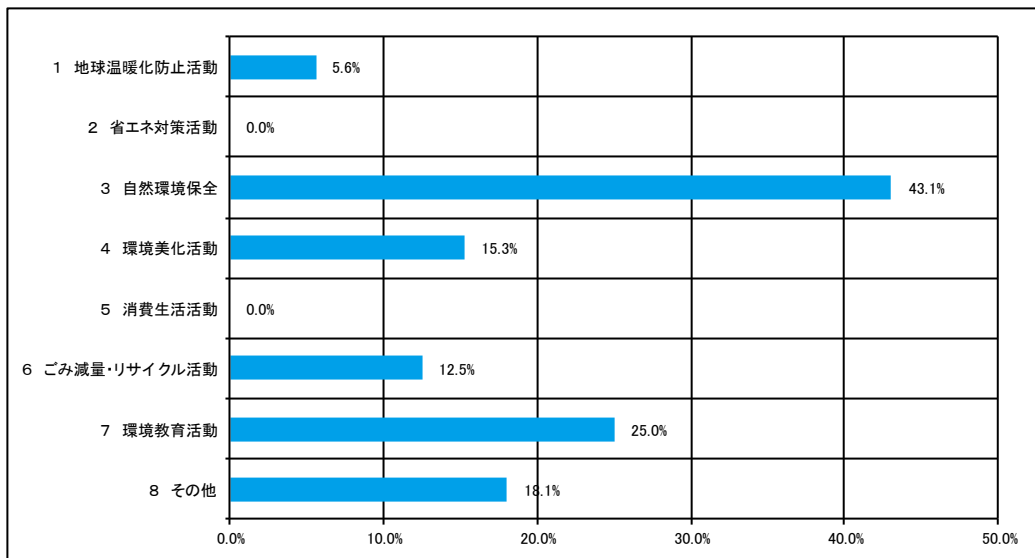
【環境に関する県民意識調査】

図9 環境保全活動への参加と協働を促進する取組



【環境に関する県民意識調査】

図10 環境活動団体の主な活動分野



【環境活動団体の環境意識調査】

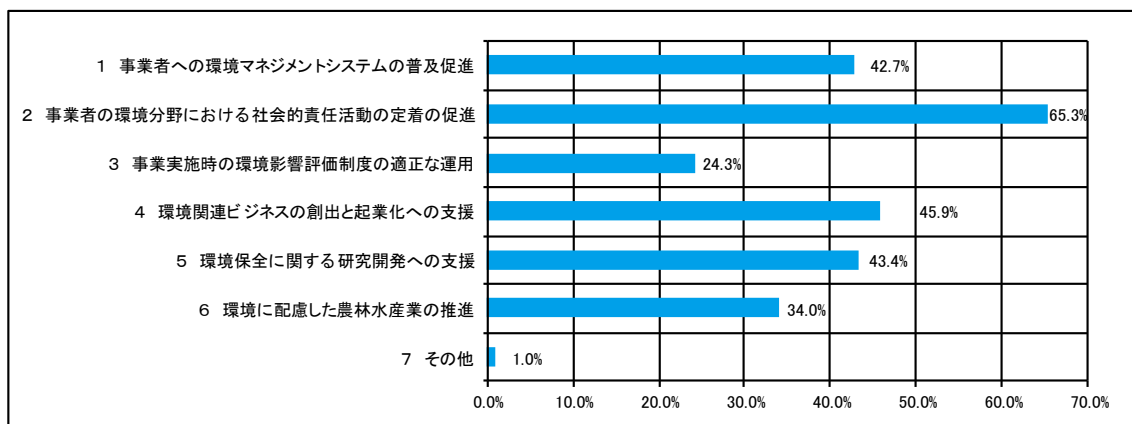
(6) 環境と経済

- 県民意識調査では、環境と経済が好循環する社会を創造するための重要な取組について、「事業者の環境分野における社会的責任活動の定着の促進」と答えた人の割合が65.3%、「環境関連ビジネスの創出と起業化への支援」が45.9%、「環境保全に関する研究開発への支援」が43.4%、「事業者への環境マネジメントシステムの普及促進」が42.7%の順になっています。
- 事業者を対象として実施した環境意識調査では、環境への取組と企業活動のあり方について、「企業の社会的責任、社会貢献のひとつ」と答えた割合が81.4%となっており、約8割が環境に配慮した取組を企業の社会的責任等と考えています。また、「業績を左右する重要な戦略のひとつ」(3.4%)、「事業展開においてビジネスチャンス」(3.4%)、「企業のイメージアップ戦略のひとつ」(4.2%)と答えた事業者を合わせると11.0%となり、事業者の1割程度が環境への取組を新たな戦略として

考えていることがうかがえます。

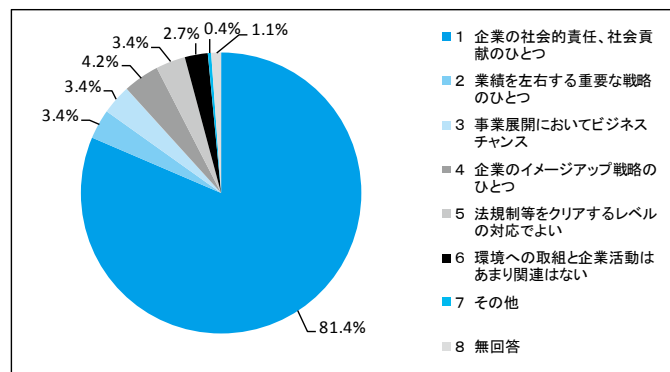
- 一方、環境ビジネスについては、「あまり関心がない」と答えた割合が45.5%、「全く関心がない」が3.0%となっており、環境ビジネスへの関心はあまり高くなっていません。
- 県内事業所におけるISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得の割合は22.7%であり、「今後取り組む予定」が2.7%、「現在検討中」が12.5%となっており、約3分の1の事業者が自主的に環境マネジメントシステムの導入に向けて取組を進めていることがうかがえます。

図11 環境と経済が好循環する社会の創造のための取組



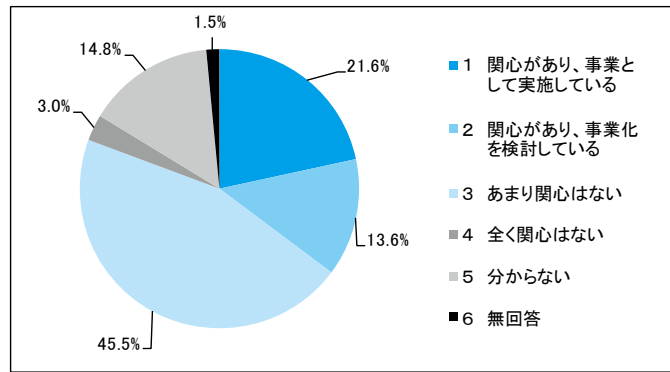
【環境に関する県民意識調査】

図12 環境への取組と企業活動のあり方



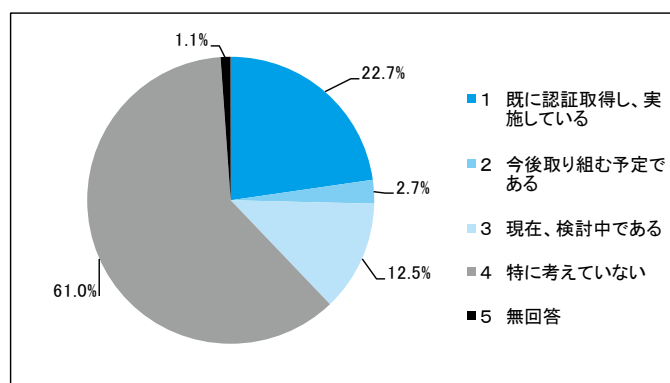
【環境に関する事業者意識調査】

図13 環境ビジネスについて



【環境に関する事業者意識調査】

図14 環境マネジメントシステムについて



【環境に関する事業者意識調査】

(7) まとめ

- 「県民の環境問題への関心」として「地球温暖化問題」が、前回においても最も関心が高くなっており、引き続き、県民が地球温暖化問題に関心を持っていることがうかがえます。個別的にも、「地球環境保全のための取組」としての「太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」は前回と比べて12.3%増加しています。関心が高くなった理由として、東日本大震災以降の家庭等での太陽光発電の普及が高まったことが挙げられます。

以上のことから、地球温暖化問題については、前計画と比べてより多くの施策を取り入れます。

- また、日本で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）をきっかけに関心が高まったことなどから、「自然環境及び生物多様性保全のための取組」として「生物多様性に関する理解の促進」が前回と比べて10.8%増加しています。

自然環境と生物多様性については、自然豊かな本県にとって重要な取組であり、引き続き積極的な施策展開を図ります。

4 愛媛の環境を取り巻く課題

(1) 生活環境

- 本県の大気、水、土壌などの生活環境は、これまでの公害防止対策や発生源に対する規制などにより、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は大きく改善が図られ、現在はおおむね良好な状況となっています。

〈今後の課題〉

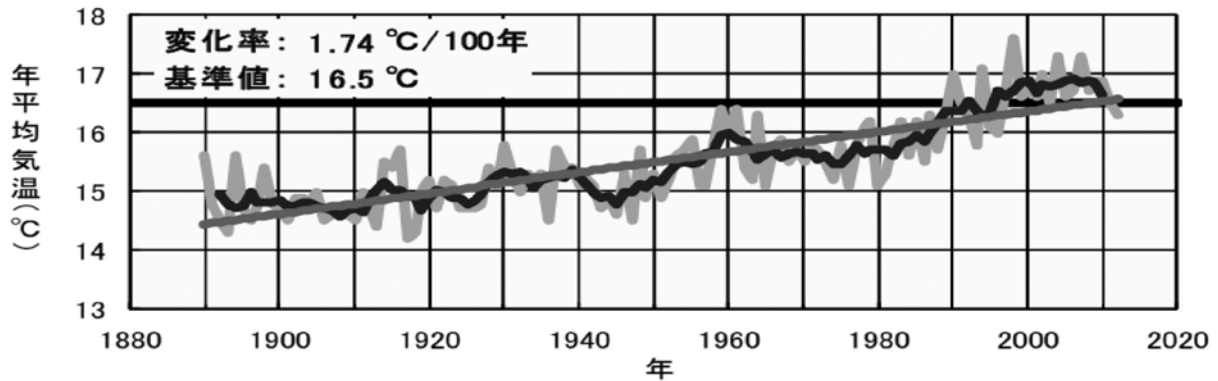
- 今後も、大気、水質、土壌、騒音などの環境基準が達成されるとともに、振動、悪臭などの規制基準が遵守されるよう、監視と的確な情報提供、適切な指導の実施等が求められています。
- 特に今後、経年劣化により石綿を使用した建築物等の解体作業が増加することが予想されており、石綿の飛散防止対策の徹底が求められています。
- 一方、PM2.5による大陸からの越境汚染など新たな形態での生活環境の悪化が懸念されており、引き続き適切に監視を実施するとともに、的確な情報提供が求められています。
- 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質は、最新の科学的知見に基づいて、国や専門機関等と連携し、適正に管理する必要があります。
- 限られた資源である水は、私たちの暮らしや経済活動を支える基本的な資源であり、安全で良質な水の安定供給や適切な排水処理が求められています。
- 本県を取り囲む瀬戸内海は、温暖な気候と資源に恵まれ、古くから県民の生活、文化と密接な関係を持ち、自然の恵みを提供してきました。こうした恵みを県民が等しく享受し、次の世代に継承していくためには、本県だけでなく、海域沿岸の住民等との協力によって、瀬戸内海の環境保全に関する取組を展開していく必要があります。
- また、本県には、歴史的・文化的な町並みや農村景観など、地域特有の美しい景観が残されており、これらの資源の保存と有効活用、水辺や緑空間の積極的な整備が求められています。

(2) 地球環境

- 2012（平成24）年度における県内の温室効果ガス排出量は、伊方発電所が年間を通じて停止し火力発電所の稼働増によって発電に伴う排出量が増加したことなどから、基準年である1990（平成2）年度の排出量と比較して22.5%の大幅増（森林吸収分差引後）となり、平成22年2月策定の「愛媛県地球温暖化防止実行計画」で掲げた短期目標、2012（平成24）年度に基準年比±0%は達成できませんでした。

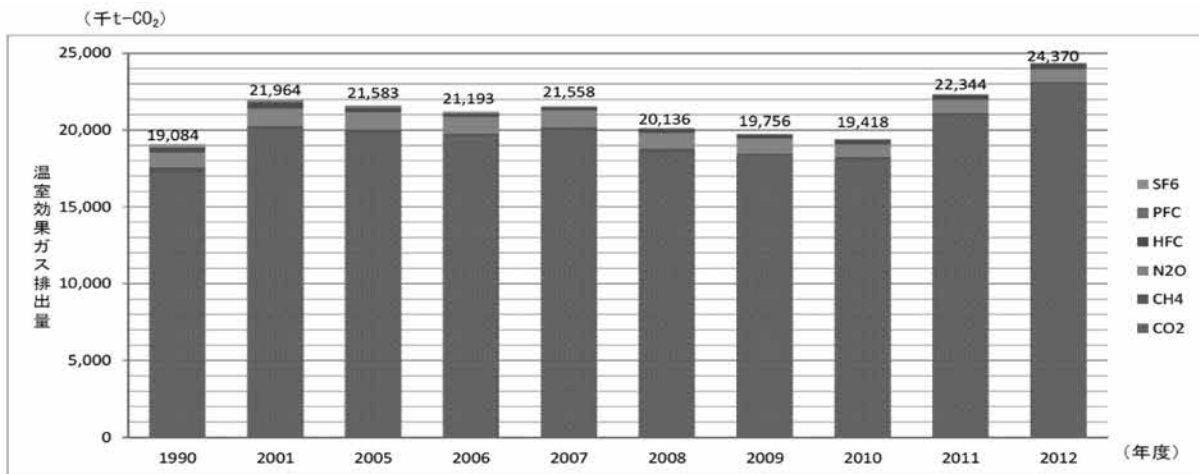
- 県では、平成27年3月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」の改定を行い、その時点でエネルギー政策等の国の方針が定まっていなかったことから、当面の間、前計画の中期目標（2020（平成32）年度までに1990（平成2）年度比15%削減）を暫定的な努力目標として据え置きましたが、今後、国が策定する「地球温暖化対策計画」なども踏まえながら、再度の見直しを検討することとしています。

図15 年平均気温の経年変化（松山地方气象台）



【資料】 気象庁「近畿・中国・四国地方の気候変動2013年版」

図16 愛媛県の温室効果ガス総排出量の推移



※CO₂：二酸化炭素、CH₄：メタン、N₂O：一酸化二窒素、
HFC：ハイドロフルオロカーボン類、
PFC：パーフルオロカーボン類、SF₆：六フッ化硫黄

【資料】 愛媛県環境政策課

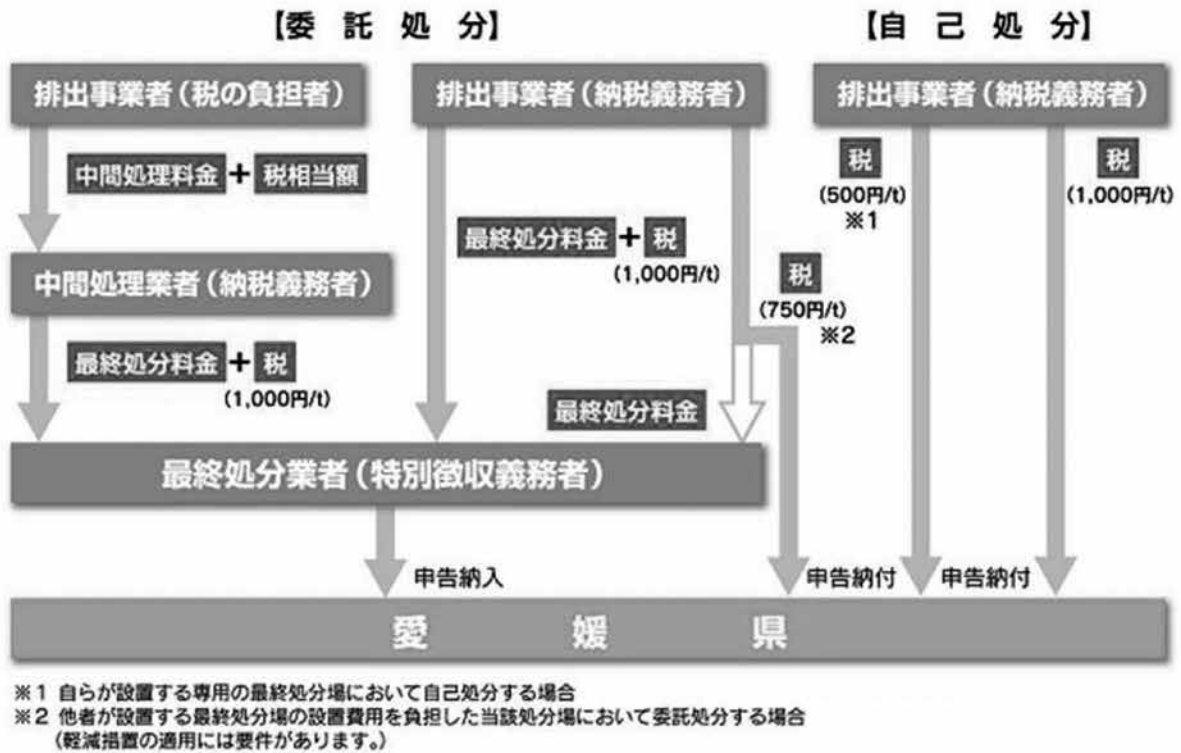
〈今後の課題〉

- 東日本大震災以降の火力発電所の稼働増による発電に伴う温室効果ガス排出量増加の影響は非常に大きく、再生可能エネルギーなど化石燃料に頼らないエネルギーに転換していくことが求められています。
- また、事務所、店舗、公共施設等の民生業務部門では、オフィスのOA化の進展、コンビニエンスストアや郊外型の大型ショッピングセンター等の商業施設の増加等によって排出量が大きく増えており、事業者等による一層の省エネ化の取組が求められています。
- 東日本大震災以降の電力不足等によって、それまで高まっていた地球温暖化防止に対する社会的な関心の低下が懸念されています。
- 地球温暖化対策は、地球規模での国際協力を通じた取組がなければ解決できない問題です。しかし、その取組は私たち一人ひとりの行動にかかっており、自らが積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが重要です。
- 地球温暖化対策では、再生可能エネルギーや省エネルギー施設の導入等によって温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止める、また、温室効果ガスの吸収を促進するための森林などの吸収源対策を推進する「緩和策」が重要です。一方、地球温暖化は進み、その影響と考えられる変化や異変が世界各地で認められており、今後は、こうした悪影響を極力軽減するための「適応策」にも力を注ぐ必要があります。
- また、オゾン層保護のため、フロン類の排出抑制等にも着実に取り組む必要があります。

(3) 廃棄物・リサイクル

- 県では、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成24年3月に策定した「第三次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、3Rの推進や廃棄物の適正処理の確保など幅広い施策の展開に努めています。
また、産業廃棄物については、平成19年4月から「資源循環促進税」を導入し、排出抑制や減量化、リサイクルその他の適正処理の促進を図っています。

図17 資源循環促進税の概要

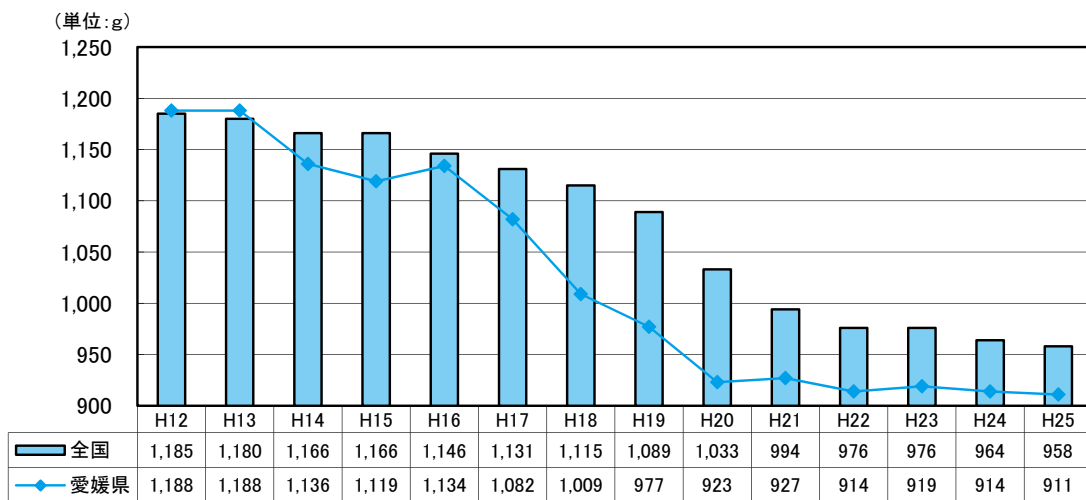


【資料】愛媛県循環型社会推進課

〈今後の課題〉

- 平成25年度の本県の県民1人1日当たりのごみ排出量は911gで、減少傾向にありますが、引き続きごみの排出抑制に努めていく必要があります。

図18 愛媛県の県民1人1日当たりのごみ排出量の推移



【資料】愛媛県循環型社会推進課

- 廃棄物の処理に伴う環境負荷をできる限り低減するため、適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。
- 廃棄物を資源として有効活用するため、新たなリサイクル技術や製品・サービスの開発と普及を促進する必要があります。
- 東日本大震災やその後の豪雨災害等でも問題となった大量の災害廃棄物の発生を踏まえ、大規模地震等の災害発生時に迅速かつ適切な処理ができるよう、あらかじめ備えておくことが必要です。

(4) 自然環境と生物多様性

- 本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス式海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。
- 県では、平成23年12月には「生物多様性えひめ戦略」を策定し、生物多様性の保全と管理、生物多様性の恵みの持続可能な利用、多様な人々の連携・協働を目標として、各種施策に取り組んでいます。
- 平成26年10月に発行した「愛媛県レッドデータブック2014」では、1,773種が掲載され、前回の「愛媛県レッドデータブック2003」の掲載種数から431種が増加しています。増加の要因として、新たな分類群の追加や県独自のカテゴリーの定義変更によるものもありますが、生息・生育環境の悪化の影響も否定できません。



愛媛県レッドデータブック2014

図19 愛媛県レッドデータブック掲載種数一覧

(単位：種)

分類群	絶滅 (EX) (EW)	IA類 (CR)	IB類 (EN)	I類 合計	II類 (VU)	絶滅 危惧 合計	準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	合計	全種数	合計/ 全種数	要注意 (AN)
		I類(CR+EN)										
哺乳類	2	1	1	3	10	13	2	1	18	60	30%	
鳥類		10		10	32	42	18	8	68	336	20%	
爬虫類		1		1	1	2	2	7	11	18	61%	
両生類		3		3	3	6	4	4	14	18	78%	
淡水魚類	2	4	3	7	12	19	13	16	50	198	25%	1
昆虫類	8	5	2	43	63	106	108	67	289	8,010	4%	56
クモガタ類・多足類等							12	2	14	1,078	1%	8
陸・淡水産貝類		33		33	9	42	10	3	55	2,381	4%	
海産貝類	6	12		12	10	22	4		32			
甲殻類		5		5	1	6	11		17	191	9%	4
海岸動物		3		3		3	2		5	97	5%	
高等植物	8	142	250	392	213	605	101	150	864	3,682	23%	
コケ類		34		34	22	56	6	1	63	618	10%	2
藻類	1	20		20	6	26	3	22	52	477	11%	
地衣類		25		25	17	42	11	28	81	328	25%	
高等菌類	1	19		19	18	37	13	18	69	1,247	6%	
合計	28			610	417	1,027	320	327	1,702	18,739	9%	71

【資料】愛媛県レッドデータブック2014

〈今後の課題〉

- 豊かな生態系を育む自然公園などの優れた自然環境を「人と自然の豊かな触れ合いの場」として有効に活用するための整備や、「希少な野生動植物の生息・生育の場」として保全するための対策を推進する必要があります。
- 生物多様性を将来にわたって保全するため、生息・生育環境の保全や回復などによる希少動植物の保護、増えすぎた野生動植物の適正な管理や外来生物対策などの必要があります。
- 人と自然との共生関係を構築するため、自然との触れ合いの推進を図る必要があります。
- 近年、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣につい



イノシシ



イノシシによる温州ミカン被害

ては、急速に生息数が増加するとともに、生息域が拡大し、その結果、自然環境や農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化しています。このため、従来の鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の適正な管理についても対応が求められています。

- これまで人々の生活と調和しながら維持されてきた里地・里山・里海は、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有していますが、近年の担い手不足や耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

(5) 環境教育・学習と環境保全活動

- 持続可能な社会を構築するためには、県民、企業、NPO、行政等の多様な主体が適切な役割を果たせるよう、自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組んでいくため、環境教育・学習を充実させ、環境保全活動を促進していくことが重要です。
- これまで、身近な生活環境の保全には、各地域の地縁によるコミュニティが大きな役割を果たしてきましたが、人口減少や高齢化等の進行による担い手不足で、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。一方、地域における環境保全活動の担い手として、環境保全活動を行うNPOや事業者などの活動が盛んになってきています。

〈今後の課題〉

- 子どもから大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する正しい知識を身に付け実践できるよう、体系的な環境教育・学習を推進していくことが求められています。特にESDの視点を取り入れることによって、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが必要です。
- 環境教育・学習や環境保全活動を推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、県民、NPO、学校、企業、行政等が対等の立場で相互に協力して取り組む協働取組の促進が求められています。
- 県民の環境意識の高揚を図り、環境保全のための人づくりを進めるためには、環境に関する情報提供を一層進めるとともに、それぞれの地域において、率先した行動者となり、指導者となり、環境保全活動に取り組む各主体をコーディネートできる環境活動リーダーを養成していく必要があります。

(6) 経済、社会の変化と環境への影響

- 本県も、出生率の低下や人口の県外流出等によって人口減少と少子高齢化が進んでおり、このことが過疎化による地域コミュニティの衰退や地域経済の縮小を招いています。また、このことは、地域における環境保全の担い手を失わせ、耕作放棄地の増加や里地・里山・里海の荒廃、鳥獣被害の増加といった環境問題の要因ともなっています。
- 県では、人口減少に歯止めをかけ、県内の活力の維持・向上を図るため、「愛媛県人口ビジョン」と「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域経済の活性化や少子化対策等に取り組むこととしています。
- 環境問題が経済・社会問題と密接に関係していることを踏まえ、私たちの経済社会活動等に環境への配慮を織り込むとともに、環境保全の取組が経済・社会問題の解決にも資するよう効果を発揮させ、環境・経済・社会の調和を図っていくことが重要です。
- 県では、「愛媛県経済成長戦略2010」において定めた4つの重点戦略分野の一つに「環境・エネルギービジネス」を掲げ、低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発や「低炭素ビジネスフロンティアえひめ」の構築などに重点的に取り組んでいます。

〈今後の課題〉

- 環境・経済・社会の調和を図るためには、各主体が行動するうえで、常に環境への配慮に心掛けることが求められています。また、こうした環境配慮の取組が適切に評価されることが必要です。
- 特に経済活動においては、製造業など第2次産業はもとより、農林水産業などにおいても、省資源、省エネルギーの徹底など環境に配慮した活動が一層求められます。さらに、社会的責任（CSR）の一つとして、事業の枠を超えた環境保全への積極的な取組が求められています。
- 大規模開発事業による環境への影響を回避、低減するため、適切な環境影響評価制度の運用が求められています。特に計画の早い段階から事業への環境配慮を促し、環境への影響を未然に防止するよう取り組むことが求められています。
- 自然環境など地域資源の活用を通じた環境への取組が地域課題の解決に結び付く可能性を秘めていることを踏まえた発想の転換により、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指すことが求められています。